

災害時に備えた土のう用砂の提供に
関する協定

令和2年6月20日

株式会社 富士土木

長淵地区防災対策委員会

災害時に備えた土のう用砂の提供に関する協定書

(以下「甲」という。)と長淵地区防災対策委員会(以下「乙」という。)との間において、長淵地区内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に備えた土のう作製用砂の提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が協力して行う砂の提供について、必要な事項を定めることにより、甲が提供する砂をもとに作製する土のうを活用し、災害時における迅速な応急復旧と被害の軽減を図ることを目的とする。

(砂の提供の要請)

第2条 乙は、砂が必要であると認められる場合は、甲が提供することができる範囲内で、甲に対して砂の提供を要請することができる。

2 乙は、甲に対してその保有する砂の提供を要請するときは、災害時に備えた土のう用砂の提供要請書(様式第1号)により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により要請し、後日要請書を提出することができる。

(砂の提供)

第3条 甲は、乙から前条第2項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、必要な砂の提供措置を講ずるものとする。

(砂の引渡し)

第4条 砂の引渡し場所は、甲が定めるものとし、甲が提供する場所において、乙は土のうの作製を行うものとする。ただし、状況によっては、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用)

第5条 甲が乙に提供する砂にかかる費用(材料費用)は無償とする。ただし、利用後の砂は乙が処分するものとする。

(連絡先等)

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡責任者、担当者、連絡先等(以下「連絡先等」という。)を災害時に備えた土のう用砂の提供に関する協定連絡先(様式第2号)に

より定めるものとする。なお、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、またはこの協定書に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも終了または変更の申入れがないときは1年間延長されるものとし、以後もこの例によるものとする。

(協定者の変更)

第9条 法人等にあつては、代表者、住所、氏名（以下「代表者等」という。）を変更した場合、代表者等の変更届（様式第3号）を提出するものとする。この場合、変更届をもって協定書の変更とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和2年6月20日

甲 住 所 東京都青梅市駒木町2丁目1320番地
氏 名 株式会社 富士土木青梅工場
青梅工場長 竹 田 勝 之

乙 住 所 東京都青梅市長淵6丁目492番地の1
氏 名 長淵地区防災対策委員会
代表者 会長 宇津木 順 一